

「憲法改正／国民投票」のルール改善（国民投票法の改正）を考える会合へのお誘い

安倍政権は近い将来実施されるであろう衆院の解散・総選挙後に「緊急事態条項」あるいは「9条」を対象とした国票投票の発議に踏み切る可能性があります。主権者である国民が賛否いずれにせよ憲法制定権を行使する初の機会が迫ってきたということなのですが、水準の高い良質の国民投票をやるには、以下の3つが欠かせません。

- ① 問われる案件について本質的な議論がなされること
- ② 案件に関する十分な情報公開が関係する機関からなされること
- ③ 国民投票の真っ当なルール設定がなされること

来るべき日本初の国民投票が、主権者・国民の賢い選択をもたらすことを望むのなら、私たちは護憲・改憲の枠を超えてこの三つの実現に努めなければなりません。

現行の国民投票法は、決してひどい法律ではありません。公職選挙法と比べても、『証紙』不要で誰もが自由にビラを配ったりポスターを張り出せる」「選挙では禁じられている戸別訪問も認められている」等々、市民の自由な活動を保障する内容になっています。また、審議・制定当時、衆院憲法調査特別委員会の委員長を務めていた中山太郎氏の強い意向もあり、成立に至る法案審議の過程で、野党や小政党の道理のある主張、あるいは私たちが作成した「市民案」が法律に反映されたという事実もあります。

ということで、決して「悪法」ではないのですが、成立から10年近い月日を経て「ルールの穴」が見えてきました。それは、政党や企業・団体、個人が運動のために使えるカネの制限規定がないということです。これは、賛否両派の公平なキャンペーン合戦の確保という視点で考えての「穴」で、日本の国民投票のルールを、別紙で紹介するイギリスに倣って改善したほうがいいのではないのでしょうか。

そういったことを議論する会合を次ページの通り、12月12日に参院議員会館にて催します。現行の国民投票法を改正するためには、衆参各院で、それに賛成する多数の議員を得る必要があります。実現は容易なことではありませんが、党派を超えて道理を大切にする議員がいることを信じ、諦めることなく立法府に働きかける所存です。お忙しいとは存じますが、趣旨を理解し、この会合に参加されるようお願い申し上げます。

[国民投票／住民投票]情報室

FAX 06-6751-7345

Mail info.ref.jp@gmail.com

「憲法改正／国民投票」のルール改善（国民投票法の改正）を考える会合

と き：12月12日（月）14時15分～17時（開場は14時）
と ころ：参議院議員会館 1階102号室

下記の方々の参加が確定しています。

井上達夫（法哲学者。東京大学大学院教授）
今井 一（ジャーナリスト。『「憲法九条」国民投票』の著者）
田島泰彦（法学者。上智大学文学部新聞学科教授）
南部義典（法学者。『Q&A解説・憲法改正国民投票法』の著者）
堀 茂樹（フランス文学・哲学研究者、翻訳家、慶應義塾大学教授）
本間 龍（作家。「原発プロパガンダ」「原発広告」などの著者）
宮本正樹（映画監督。脚本家。劇映画『第9条』が公開中）

※衆参の国会議員が数人参加する予定です。

前回（10/24）の会合で、「政党や企業・団体が、国民投票でのキャンペーン活動で使える金に上限規定を設けるべきだ」という意見が多数を占めました。それを受けて南部氏が「改正案」の叩き台を作成。南部氏から説明を受けたあと参加者全員で議論します。

参加希望者は12月9日までに下記あてに申し込んで下さい。

info.ref.jp@gmail.com／FAX06-6751-7345

「入館のためのタグの受け渡し」は、午後1時45分～2時の間の15分で行います。参加申し込みをされた方は、参院議員会館1階で身体・手荷物検査を終えた後、同じく1階東側のエントランスにお越し下さい。そこに「憲法改正／国民投票」のルール改善（国民投票法の改正）を考える会合と記したボードを持っているスタッフがいますのでお名前を言ってその人から入館タグを受け取ってください。

※2時以降に来られた方にはお渡しできませんので、ご注意、ご了解ください。

※資料代・参加費として500円徴収します。

[国民投票／住民投票]情報室

FAX 06-6751-7345

Mail info.ref.jp@gmail.com

◇イギリスでは、組織的な運動を展開する離脱・残留両派の代表グループ [Vote Leave] / [Britain Stronger in Europe] に対するさまざまな特典があった。

▶ 両グループは 60 万ポンド (約 8 千万円) の運動資金を国・選管から受け取れる。この金をチラシやリーフレットの制作、ウェブサイトの制作、管理、運営などに充てることができる。ただし、残留あるいは離脱を訴える彼らの運動に費やすことができる金の総額は 700 万ポンド (約 9 億円) までという制限がある。

▶ 会議のための部屋、集会のためのホールなど一定の公共物を自由に無料で使える。

▶ 国民投票に関するテレビの PR 放送が無料でできる (時間や放送時間帯などは両派同じで)。

◇自由な活動と注ぎ込める金の制限

日本でのルールと同じく、イギリスでも誰もが自由に街頭で宣伝活動をしたり戸別訪問をしたりして支持を訴えることが認められている。

目立ったのは新聞への広告で、個人や政党が連日積極的に大きな広告を出していた。これは、テレビ CM と違って「両派同量」ではなく、決められた費用上限内で自由。

・各政党も自由にキャンペーン活動ができるが、選挙での得票率によって運動に費やせる金の上限が異なる。例えば保守党は 700 万ポンド、労働党は 550 万ポンドで、それ以上費やしてはならない。

Political parties who are registered campaigners

If you are a political party on the Great Britain or Northern Ireland political party register and you are a registered referendum campaigner, your spending limit will depend on your

Parliamentary general election. The limits are below, share of the vote at the 2015 UK
Political parties with:

Greater than 30% share of the vote £7,000,000

Between 20-30% share of the vote £5,500,000

Between 10-20% share of the vote £4,000,000

Between 5-10% share of the vote £3,000,000

Less than 5% share of the vote £700,000

・その他、選管に登録した活動家としてキャンペーン活動を行う場合の上限は 70 万ポンド。登録しない個人活動家としてキャンペーン活動をする場合は、上限 1 万ポンドとなっている。